## 本号で公布された法令のあらまし

**◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第四八号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二七年八月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政　令

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年二月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第四十八号**

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十七年二月二十八日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
防衛大臣　中谷　元

# 省　令

**○経済産業省・環境省令第二号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）を実施するため、工業用水法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

工業用水法施行規則の一部を改正する省令

工業用水法施行規則（昭和三十二年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。）」を加える。

第十一条中「都道府県」の下に「（指定都市の区域内にあつては、指定都市）」を加える。

様式第一、様式第四、様式第六及び様式第九から様式第十三までの様式中「都道府県知事」を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。